

市町村長申立てと成年後見制度利用支援事業の推進について 担い手の育成について

厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室

成年後見制度利用支援事業（高齢者関係）の概要

1. 事業内容

○市町村が次のような取組を行う場合に交付金を交付する。

(1) 成年後見制度の利用に係る経費に対する助成

- ① 対象者：成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者
- ② 助成対象経費
 - ・ 成年後見制度の申立てに要する経費（申立手数料、登記手数料、鑑定費用など）
 - ・ 後見人等の報酬

(2) 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

- ① 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催
- ③ 後見事務等を実施する団体の紹介等

2. 予算額

○地域支援事業交付金1,928億円の内数（令和4年度予算）

【負担割合】国 38.5／100 都道府県 19.25／100 市町村 19.25／100 1号保険料 23／100

3. 市町村の取組状況

○1,683市町村（全市町村の97%）（令和3年4月1日現在）

※ 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果による。

権利擁護人材育成事業の概要

1. 事業内容

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。

【事業例】

(1) 権利擁護人材の養成研修の実施

- ・ 成年後見制度の利用に至る前の段階で、介護サービスの利用援助等を行う「生活支援員」や成年後見制度の下で、身上保護等の支援を行う「市民後見人」を養成

(2) 権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築

- ・ 家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦や市民後見人等からの定期的な報告を踏まえた適切な助言・指導など、権利擁護活動の安定的かつ適正に実施するための支援
- ・ 弁護士、司法書士、法テラス、社会福祉士等専門職との連絡会議の開催など、事案解決能力の向上を図るための取組

2. 事業創設年度 平成27年度（平成23年～26年は市民後見推進事業において実施）

3. 予算額 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数（令和4年度予算）

【負担割合】国2／3 都道府県1／3

障害者に対する成年後見制度関係の事業について

令和4年度予算額

地域生活支援事業費等補助金 518億円の内数

① 成年後見制度利用支援事業

・事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

・実施主体 市町村

② 成年後見制度法人後見支援事業

・事業内容

（1）法人後見実施のための研修

（2）法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

（3）法人後見の適正な活動のための支援

（4）その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

・実施主体 市町村

③ 成年後見制度普及啓発事業

・事業内容

成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。

・実施主体 都道府県、市町村

成年後見制度利用支援事業（障害者関係）

1. 目的

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

3. 実施主体

市町村（補助率：国1／2以内、都道府県1／4以内）

4. 令和4年度予算額

地域生活支援事業費等補助金 518億円の内数

5. 実施状況

令和2年4月1日現在 1,650市町村（令和2年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査）

成年後見制度普及啓発事業（障害者関係）

1. 目的

成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。
[地域生活支援事業費等補助金]

2. 実施主体

市町村又は都道府県（共同実施も可能）（指定相談支援事業者等へ委託することができる）。

3. 事業内容

成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。

4. 事業創設年度

平成24年度

（平成29年度からは「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、必要な財源を確保し質の高い事業実施を図ることとした。）

5. 令和4年度予算額

地域生活支援事業費等補助金518億円の内数（令和3年度：513億円、令和2年度：505億円）

6. 事業実施状況

令和2年4月1日現在 511市町村

成年後見制度法人後見支援事業（障害者関係）

1. 目的

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

（1）法人後見実施のための研修

ア 研修対象者 法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等

イ 研修内容等 地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、障害者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活動も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成する。

（2）法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

ア 法人後見の活用等のための地域の実態把握

イ 法人後見推進のための検討会等の実施

（3）法人後見の適正な活動のための支援

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

（4）その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

3. 実施主体 市町村

4. 令和4年度予算額

地域生活支援事業費等補助金 518億円の内数

5. 実施状況

令和2年4月1日現在 210市町村（「令和2年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」）

成年後見制度利用支援事業の推進

第二期計画を踏まえた更なる推進に関する取組

- 全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、以下の取組により、**成年後見制度利用支援事業の適切な実施を推進**。

◆ 全国担当課長会議における周知・実施状況の公表

- 令和4年3月開催の全国担当課長会議において、**未実施の市町村に対しては事業を実施**すること、現に実施している市町村に対しては、**市町村長申立に限らず本人や親族からの申立も対象**とすること、**広く低所得者を対象**とするような要件の設定とすること等について周知。
- 各市町村における申立費用や報酬に対する**助成制度の状況をWebにおいて公表**（「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果」）。

◆ 調査研究の実施（老人保健健康増進等事業）

- 令和4年度老人保健健康増進等事業において、全国の成年後見制度利用支援事業の**実施状況や未実施理由の詳細を把握**するとともに、**適切な実施につなげるための留意事項を整理**する予定。

（参考）成年後見制度に係る申立費用や報酬助成の状況

高齢者関係

n=1,741 / R2.4 1,660自治体 / R3.4 1,683自治体

・申立費用及び報酬両助成あり	1,508自治体・86.6%	→	1,563自治体・89.8%
・申立費用助成のみ	25自治体・1.4%	→	16自治体・0.9%
・報酬助成のみ	127自治体・7.3%	→	104自治体・6.0%
・いずれもなし	81自治体・4.7%	→	58自治体・3.3%

障害者関係

※数値は速報値であり、今後変動する可能性がある
n=1,741 / R2.4 1,650自治体 / R3.4 1,673自治体

・申立費用及び報酬両助成あり	1,504自治体・86.4%	→	1,554自治体・89.3%
・申立費用助成のみ	30自治体・1.7%	→	19自治体・1.1%
・報酬助成のみ	116自治体・6.7%	→	100自治体・5.7%
・いずれもなし	91自治体・5.2%	→	68自治体・3.9%

時点	申立者別				類型別			資力別	
	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
R3.4	1,681	1,055	1,030	859	1,682	1,667	1,665	27	1,656
R2.4	1,637	868	831	659	1,652	1,618	1,612	80	1,577
H31.4	1,658	813	781	636	1,658	1,613	1,604	83	1,575

時点	申立者別				類型別			資力別	
	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
R3.4	1,670	1,043	1,010	861	1,672	1,659	1,658	35	1,638
R2.4	1,616	832	796	623	1,623	1,582	1,573	84	1,541
H31.4	1,642	789	756	629	1,642	1,579	1,571	97	1,545

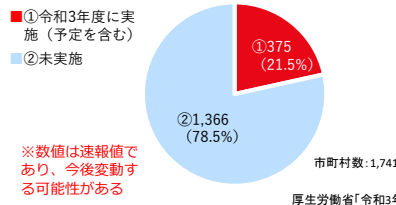
担い手の確保・育成等の推進

- 中核機関等の整備による権利擁護支援のニーズの顕在化や認知症高齢者の急速な増加が見込まれる中、全国どの地域においても**専門職後見人のみならず、市民後見人や法人後見による支援が受けられるよう、以下の取組により担い手の確保・育成等の推進を図る。**

◆ 市民後見人の育成

- 令和4年度老人保健健康増進等事業において、
 - ① 平成23年度に策定した「**市民後見人養成研修カリキュラム**」の見直しを行い、**意思決定支援や身上保護の内容を含めるなどその内容を充実させること**を検討するとともに、
 - ② 地域において広く権利擁護の支援を行っている**市民後見人養成研修修了者の活動の状況等について調査を行い、活用の推進方策を検討することを予定。**

市民後見人の養成に関する実施状況



市民後見人の養成者数

■ 市民後見人の養成者数合計

1万6,923名 → **1万9,044名**
(令和3年4月1日時点までの累計)

うち成年後見人等の受任者数

1,541名 → 1,641名

法人後見の支援員

2,018名 → 2,427名

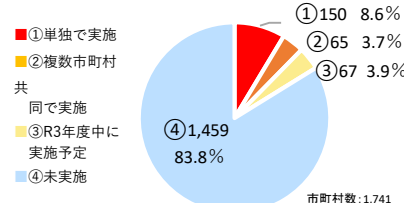
日常生活自立支援事業の生活支援員

2,566名 → 2,892名
(令和3年4月1日時点)

◆ 法人後見の担い手の育成

- 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」において、都道府県には法人後見実施のための研修の実施が期待される旨、記載されたことを踏まえ、都道府県に対し「**法人後見実施のための研修カリキュラム**」の周知を行うとともに、成年後見利用促進ニュースレターやポータルサイトも活用しながら**法人後見研修の積極的な実施について働きかけを行う等により、都道府県による法人後見研修の実施について推進していく。**

法人後見支援事業の実施状況



市町村が把握している^{※1}法人後見を実施している法人数の内訳

■ 法人後見を実施している法人数合計^{※1}

901法人 → **1,028法人**

うち市町村社協及び社協以外の社会福祉法人

682法人

NPO法人

186法人

その他、^{※2}毎日時点で市町村が把握している法人数を把握している法人数であることを留意

(参考) 都道府県における取組状況：令和3年度（実施予定を含む）において、法人後見推進のための研修を実施しているのは15県（31.9%）

厚生労働省「令和3年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」(令和3年10月1日現在)

担い手の確保・育成等の推進に係る助成制度

◆ 権利擁護人材育成支援事業（地域医療介護総合確保基金（介護分））

令和4年度予算額 137億円の内数

成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。

- (対象)(1)権利擁護人材の養成研修
- 成年後見制度の下で、身上保護等の支援を行う市民後見人の養成研修
- (2)権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築
- 市民後見人への助言・指導など、権利擁護活動の安定的かつ適正な実施の支援

◆ 法人後見支援事業（地域生活支援事業費等補助金）

令和4年度予算額 518億円の内数

後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障害者の権利擁護を図る。

- (対象)(1)法人後見実施のための研修
- (2)法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
- (3)法人後見の適正な活動のための支援
- (4)その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議について

1. 開催の趣旨

- 「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)」において、障害者や高齢者への後見開始等の審判請求に関し、「市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の申立事務を迅速に行う観点から、当該事務の実態等を調査するとともに、地方公共団体等の意見やこれまでの運用経緯等を踏まえつつ、審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」こととされた。
- また、成年後見制度利用促進専門家会議において、「個々の事案の状況に応じて適切かつ迅速な申立ができるよう、親族調査の在り方や、本人の住所地と実際の居所が異なる場合等における審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策等について、検討を行う必要がある。」とされた。(成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書(令和2年3月17日成年後見制度利用促進専門家会議))
- これを踏まえて「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」を開催し、令和3年3月31日に厚生労働省ホームページにとりまとめ結果を公表した。

2. 検討項目

- ① 審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策について
- ② 市町村申立における親族調査の在り方について

3. 構成員

- | | | |
|---------|------------------------|-------|
| ・青木 耕司 | 茨木市健康福祉部地域福祉課 | 課長 |
| ・秋山 由美子 | NPO法人日本地域福祉研究所 | 理事 |
| ・新井 隆哲 | 横浜市健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課 | 課長 |
| ・坂本 尚史 | 東京都福祉保健局生活福祉部 | 部長 |
| ・中野 将 | 愛知県豊田市福祉部福祉総合相談課 | 副課長 |
| ・野村 政子 | 東都大学 | 准教授 |
| ・羽根 一誠 | 和歌山県白浜町民生課 | 社会福祉士 |
| ・森 和俊 | 大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課(相談支援) | 課長 |

4. 協議結果を踏まえた対応

- 令和3年11月26日付け「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知)を発出。

市町村長申立ての対象者の住所と居所が異なる市町村である場合における申立基準の原則①

1. 申立てを行う市町村について

- 市町村長申立てに当たっては、対象者の権利擁護支援が迅速に行われることにより、本人の利益が尊重されることが重要である。市町村長申立てを行う市町村は、本人の状態像や生活実態を的確に把握していることが重要であることや、施設所在地への申立ての過度の集中を防ぐ観点も考慮する必要がある。
- これらの観点を総合的に踏まえ、住所（住民登録のある場所をいう。）と居所が異なる市町村である場合における市町村長申立ては原則として、

- 生活保護の実施機関（都道府県が実施機関である場合を除く。以下同じ。）
- 入所措置の措置権者
- 介護保険の保険者
- 自立支援給付の支給決定市町村 等となる市町村が行うこと。

- ただし、施設入所が長期化し施設所在地市町村が本人の状況をよく把握している場合等においては、当該市町村が積極的に申し立てることを妨げるものではない。
- また、居所となる施設所在地市町村や成年後見制度の利用促進を担う中核機関等は、医師の診断書や本人情報シートの作成に係る調整、後見人等の受任調整等に関して、迅速な申立てに資するため、市町村長申立てを行う市町村の要請に応じて協力すること。
- なお、本人の年齢や状態によっては、市町村内において関係部局が複数になることも想定されることから、市町村長申立てに向けて円滑な情報共有を図るため、庁内における連携体制を構築すること。

市町村長申立ての対象者の住所と居所が異なる市町村である場合における申立基準の原則②

2. 個別事案等の考え方について

①本人が複数のサービスを利用し、保険者市町村と支給決定市町村が異なる場合や、長期入院患者の場合等における市町村長申立てについては、以下の市町村が原則として市町村長申立てを行うものとする。

ア	生活保護を受給しながら介護保険サービス、障害福祉サービスを利用している場合又は医療機関に入院している場合（※1）	生活保護の実施機関（都道府県が実施機関である場合を除く。）
イ	措置を受けて介護保険サービス又は障害福祉サービスを利用している場合	措置の実施機関（措置から契約に切り替わった場合を除く。）
ウ	住所地特例（居住地特例）対象施設に入所し、介護保険サービスと障害福祉サービスを双方利用している場合	対象者の生活の維持にとってより中心的であるサービスを所管する市町村（保険者又は支給決定市町村）
エ	生活保護を受給せず、介護保険サービス、障害福祉サービスの利用もない場合	本人の居住地のある市町村（※2）。ただし、長期入院患者の場合は、本人が退院後入院前の居住地に居住することが予定されているときは、

（※1） 例示として以下のような場合が考えられる。

- ・ 住民基本台帳上、住所は存在するが既に家財等を処分し居所ではなくなっており、現在地（医療機関）には住所を変更できない場合。
- ・ 入院中のため介護保険サービス等は不要である場合。

（※2） 住民票を移さずに別の市町村に居住実態があることも想定されるため、形式的に住所地で判断はしない。

ただし、都道府県がすでに所管域内の調整を円滑にする独自のルールを定めている場合や、自治体間で合意がある場合はこの限りではない。また、都道府県と政令市の協議により、都道府県の判断機能を政令市に依頼することも差し支えない。

②上記の原則に依りがたい特別な事情がある場合においては、以下の考慮事項を総合的に勘案して、原則として関係市町村が協議の上で決定すること。

ア 本人の状態像や生活実態を把握していることも重要であること。

イ 本人への関わりは成年後見の申立てで終了ではなく、本人の権利擁護支援に取り組むチームに後見人等が参加し、どのような支援を行っていくかを継続して検討していく必要があること。（市町村は受任調整や成年後見制度利用支援事業による関わりがあること。）

ウ 審判の請求は本人住所地を管轄する裁判所にて行う必要があること。

なお、1ヶ月間を目処として市町村間での協議が整わない場合は、本人の権利擁護に支障を来すことがないように、市町村から都道府県に協議を行い、都道府県において判断すること。

都道府県をまたぐ場合においては、本人の権利擁護支援が可能な限り迅速に行われるよう、都道府県間で協議の上、判断すること。都道府県間で協議が難航した場合は、それぞれの同意の下、具体的な論点を明らかにして、厚生労働省の担当部局に相談することができる。

市町村長申立てにおける親族調査の基本的な考え方について①

1. 親族調査の基本的考え方について

市町村長申立てにおける親族の有無等についての調査（以下「親族調査」という。）は、老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の規定に基づき、親族等の法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」かどうかを確認するために行うものであり、次の3つに分けられる。

ア 戸籍調査

親族の有無を確認する目的で行う調査

イ 意向調査

親族が申立てを行う意向があるかを確認する目的で行う調査

ウ 利用意見調査

成年後見制度を利用開始すること等への意見を確認する目的で行う調査

2. 戸籍調査の基本的考え方について

・市町村長申立てに当たっては、市町村長は、あらかじめ2親等以内の親族の有無を確認すること。その結果、2親等以内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市町村長申立ては行わないことが適当である。

3. 意向調査の基本的考え方について

・意向調査については、親族が申立てを行う意向が確認できないことを理由として申立事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての実施に努めること。
・また、虐待以外であっても、親族の重病、長期不在や居住不明により親族からの申立てが期待できない場合は、省略することができる。

4. 利用意見調査の基本的考え方について

・利用意見調査については、制度利用に対する親族の同意は必要とされておらず、利用意見調査表の提出は義務ではない。これを踏まえて、親族の同意が得られないことを理由として申立事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての実施に努めること。

市町村長申立てにおける親族調査の基本的な考え方について②

5. 虐待等の緊急事案における親族調査の基本的考え方について

虐待等の緊急事案における親族調査については、個々の事案の状況に応じて適切かつ迅速な申立てが求められるところであり、次のとおり取り扱うこと。

① 戸籍調査について

- ・ 戸籍調査については、本人に対する権利擁護支援において中核を担うキーパーソンの把握という観点から、虐待事案等においても原則として実施すること。
- ・ ただし、事案の緊急性が高い場合で、2親等以内の親族が遠隔地に住んでいる等の理由により戸籍情報の取得が遅れる場合においては、現状において把握し得る情報をもって速やかに審判の申立てを行った上で、並行して戸籍調査を行うこともあり得ること。

③ 利用意見調査について

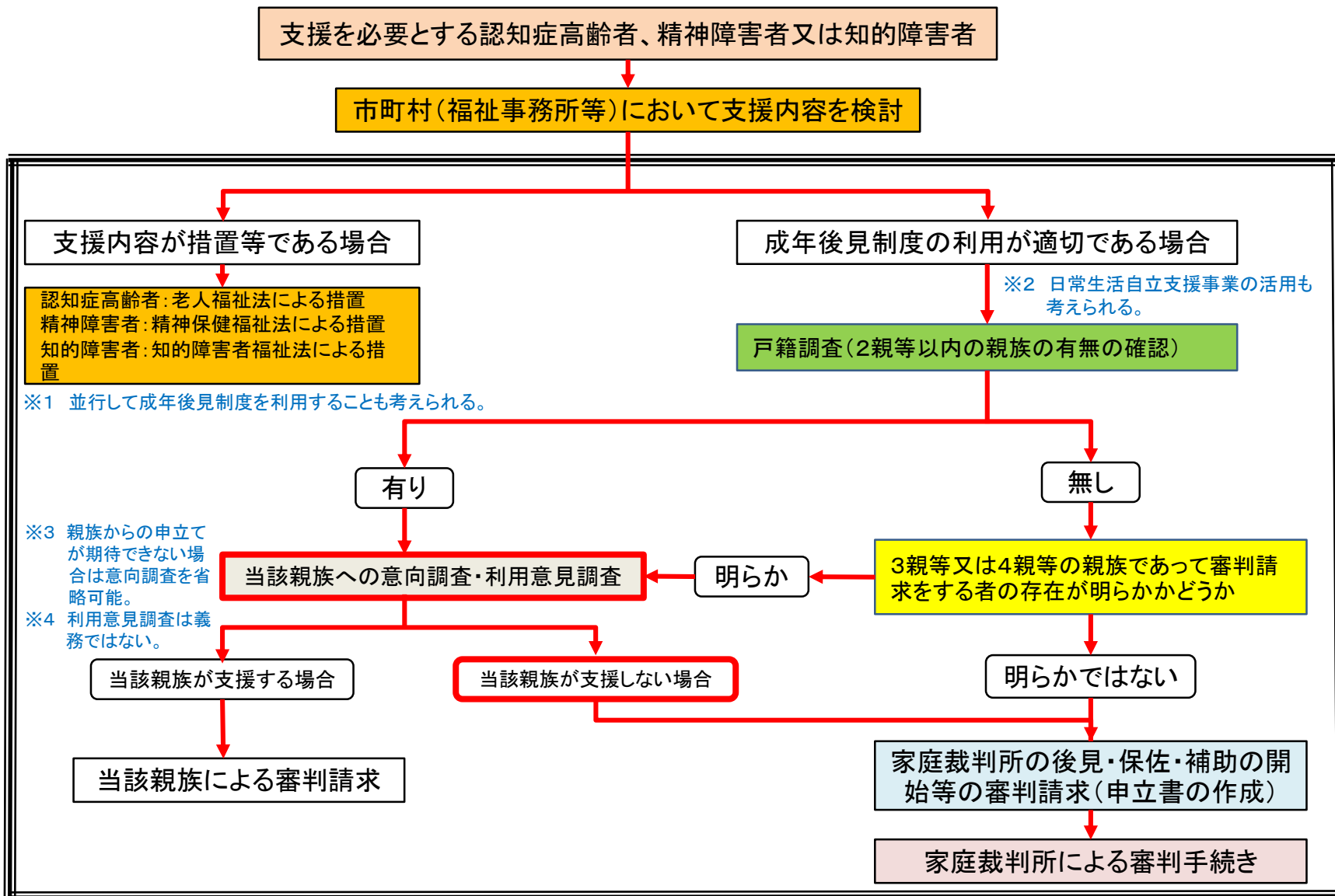
- ・ 利用意見調査については、キーパーソンの把握や推定相続人の意見確認という観点から任意で調査を行う場合、意向調査と同様、親族へ調査することで虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わることで、状況等が更に悪化することも想定されることから、慎重に実施すること。

② 意向調査について

- ・ 意向調査については、虐待等の緊急事案においては省略することができること。
- ・ 一方で、戸籍調査を行う過程で他のキーパーソンが明らかになった場合や、成年後見の申立後の支援等を考慮するに当たって調査を実施した方が良いと判断した場合等においては、各市町村の判断により意向調査を実施することができる。
- ・ ただし、虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わり、状況等が更に悪化することが想定されることから、実施に当たっては十分留意すること。

市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(認知症高齢者・精神障害者・知的障害者)

※虐待等の緊急事案ではない場合



市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(認知症高齢者・精神障害者・知的障害者)
 ※虐待事案等で迅速な対応が必要な場合は青線を参照

支援を必要とする認知症高齢者、精神障害者又は知的障害者

市町村(福祉事務所等)において支援内容を検討

支援内容が措置等である場合

認知症高齢者:老人福祉法による措置
 精神障害者:精神保健福祉法による措置
 知的障害者:知的障害者福祉法による措置

※1 並行して成年後見制度を利用することも考えられる

成年後見制度の利用が適切である場合

※2 事案の緊急性が高い場合で、戸籍情報の取得が遅れる場合は、把握し得る情報をもって速やかに審判の申立てを行った上で、並行して戸籍調査を実施。

戸籍調査(2親等以内の親族の有無の確認)

有り

※3 意向調査は省略可能。必要に応じて実施。
 ※4 利用意見調査は義務ではない。

当該親族への意向調査・利用意見調査

当該親族が支援する場合

当該親族による審判請求

当該親族が支援しない場合

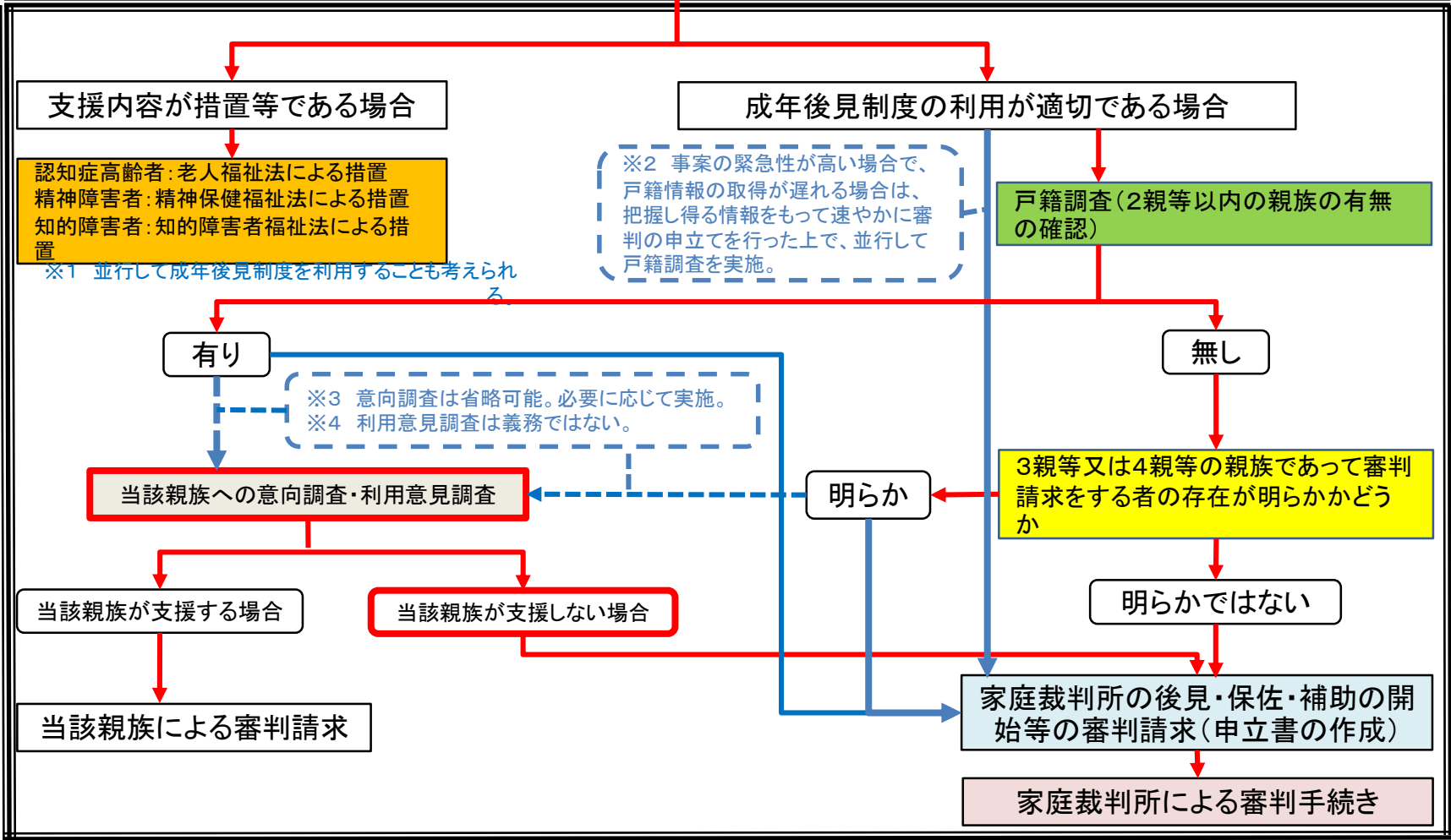
明らか

3親等又は4親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかかどうか

明らかではない

家庭裁判所の後見・保佐・補助の開始等の審判請求(申立書の作成)

家庭裁判所による審判手続き



市町村長申立ての適切な実施

- 全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、以下の取組により、**市町村申立てが適切に実施されるよう、実務の改善を図っていく。**

◆ 市町村長申立基準等の周知

- 自治体関係者や有識者で構成される「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」の議論を踏まえ、令和3年11月に**市町村長申立て基準及び虐待等の緊急事案における親族調査の基本的な考え方を各都道府県・各市町村宛てに通知**※。
- 今後は**全国会議や研修の機会を通じて本通知の周知**を図るとともに、全国の状況のフォローアップを行う。

※ 令和3年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知

◆ 調査研究の実施（老人保健健康増進等事業）

- 令和4年度老人保健健康増進等事業において、**全国の市町村長申立ての実施状況や支障事例の詳細の把握**を行うとともに、各自治体の要綱やマニュアル等の好事例の収集・整理を行い、**自治体への提供につながるような事例集のとりまとめ**を行う予定。

◆ 市町村長申立て業務の実務能力の向上

- 令和4年度から、都道府県が**市町村・中核機関の職員等向けに実施する市町村長申立て業務等の実務能力向上のための研修に対する費用助成を開始**。（「都道府県による市町村支援機能強化事業」成年後見制度利用促進体制整備事業：3.2億円の内数）

